

# 秋田県有機農業研究ネットワーク規約

令和8年2月4日制定

## (名称)

第1 この組織は、秋田県有機農業研究ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）という。

## (目的)

第2 本ネットワークは、科学的知見に基づき、有機農業者相互の技術研鑽を促進するとともに、新規に有機農業に取り組む生産者の支援及び情報の共有を図り、もって県内における有機農業の定着と発展に寄与することを目的とする。

## (活動内容)

第3 本ネットワークは、第2に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 有機農業の技術に関する調査、研究及び情報の共有
- (2) 有機農業に関する研修会、勉強会、視察等の開催
- (3) 有機栽培への転換を志す者への技術的支援
- (4) 会員相互の交流及び連携・協働の促進
- (5) その他、本ネットワークの目的を達成するために必要な活動

## (会員)

第4 本ネットワークの会員は、本会の目的に賛同し、参加登録を行った秋田県内の農業者、市町村、農業協同組合、研究機関、集荷業者、農業関係団体及び県関係機関等をもって構成する。

2 入会を希望するものは、別に定める申込書を事務局に提出するものとする。

## (参加登録の取消し及び退会)

第5 会員は、別に定める退会届を事務局に提出することにより、任意に本ネットワークを退会することができる。

2 事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、参加登録を取り消すことができる。

- (1) 本ネットワークの目的（科学的知見に基づいた技術研鑽等）に明らかに反する行為や主張をしたと認められる場合
- (2) 法令、公序良俗等に反する行為をしたと認められる場合

## (研修会)

第6 本ネットワークは、第3に掲げる活動を行うため、必要に応じて、研修会等を開催する。

- 2 研修会等は、事務局が招集するほか、会員からの提案に基づき開催することができる。
- 3 研修会等の運営にあたっては、参加する会員が主体的に協力するものとする。

(運営)

- 第7 本ネットワークの運営に関する意思決定は、会員の合意に基づき行うものとする。
- 2 本ネットワークの円滑な運営を図るため、必要に応じて会員による協議の場を設ける。

(事務局)

- 第8 本ネットワークの庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、秋田県農林水産部水田総合利用課内に置く。
  - 3 事務局は、本ネットワークの活動に関する連絡調整、広報、資料作成等の実務を担う。

(規約の改定)

- 第9 本規約は、事務局と会員の協議により、必要に応じて改正することができる。

(雑則)

- 第10 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、事務局と会員が協議して別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和8年2月4日から施行する。